

1 低入札価格調査制度の改正について

本市の入札契約において過度な低価格競争を抑制し、工事品質のさらなる確保を図るとともに、適正な積算かつ適正な価格による入札がなされるよう、次のとおり低入札価格調査制度の改正を行います。

① 低入札価格調査の調査基準価格の算定方式の改正

低入札価格調査の調査基準価格の算定方式を平成 21 年 4 月の国の算定方式の改正内容を基本として改めます。

(※調査基準価格の水準は改正前の水準より上昇)

② 低入札価格調査における失格基準価格の算定方式の改正

低入札価格調査における失格基準価格の算定方式を次のとおり改めます。

<改正前>

失格基準価格 = (入札額の低い方から 5 者の平均) × 0.9
(千円未満切捨て)

ただし、

・失格基準価格の上限
= 予定価格 × 調査基準価格率 (= 調査基準価格)
(千円未満切捨て)

・失格基準価格の下限
= 予定価格 × (調査基準価格率 - 5%)
(千円未満切捨て)

<改正後>

失格基準価格は、一定の手法により設定する。

(※失格基準価格の設定水準は現行より上昇)

③ 低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格の公表の取り扱い

入札参加者が推察できないよう、低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格の公表の取り扱いについては、次のとおりとします。

ア 調査基準価格の算定方式及び調査基準価格は非公表とする。

イ 失格基準価格の算定方式は非公表とし、失格基準価格については契約締結後の公表(事後公表)とする。

④ (工事の) 低入札価格調査後における追跡調査の実施について

低入札価格調査を経て落札された契約案件について、適正な積算かつ適正な価格により入札が行われていたのかどうか、請負者の実行予算書及び精算書にて確認を行います。

<実施方法>

低入札価格調査を経て落札した案件については、契約締結後、請負者に速やかに当該工事に係る実行予算書を提出していただき、竣工後、引渡しを受けた後、速やかにその精算書を提出していただきます。

なお、当該資料の徴取の結果、赤字受注であることが発覚した場合（止むを得ない理由により赤字となった場合を除く。）には、必要に応じ措置を行います。

〔適用時期〕

①～④については、平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

〔参考〕

国においては、工事品質のさらなる確保のため、平成21年4月に低入札価格調査の調査基準価格の算定方法が改正されています。

<国の調査基準価格の算定方法の改正概要>

《改正前》

調査基準価格率

$$= (\text{直接工事費の95\%} + \text{共通仮設費の90\%} + \text{現場管理費の60\%} + \text{一般管理費の30\%}) \times 1.05 \div \text{予定価格}$$

$$\underline{\underline{\text{※ } 0.667 \leq \text{調査基準価格率} \leq 0.850}}$$

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{調査基準価格率}$$

《改正後》

調査基準価格率

$$= (\text{直接工事費の95\%} + \text{共通仮設費の90\%} + \text{現場管理費の70\%} + \text{一般管理費の30\%}) \times 1.05 \div \text{予定価格}$$

$$\underline{\underline{\text{※ } 0.700 \leq \text{調査基準価格率} \leq 0.900}}$$

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{調査基準価格率}$$